

琉球大学学術リポジトリ

戦後占領初期の沖縄における教育改革に関する研究(1) : 宮古教育基本法と教科書編集事情を中心に

メタデータ	言語: 出版者: 琉球大学教育学部 公開日: 2017-03-10 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 佐久間, 正夫, Sakuma, Masao メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/36447

戦後占領初期の沖縄における教育改革に関する研究 (1)

— 宮古教育基本法と教科書編集事情を中心に —

佐久間正夫*

Research on the Education Reform in Early Post-War Occupied Okinawa (1)
— Focusing on the Circumstances Concerning to the Fundamental
Law of Education in Miyako and the Production of Textbook in Miyako —

Masao Sakuma

はじめに

本稿は、戦後占領初期⁽¹⁾の沖縄における教育改革研究の一環に位置づくものであり、筆者が2005年9月30日に実施した、宮古における戦後占領初期の宮古教育基本法の成立事情と、教科書編集事情に関する、当時の関係者の聞き取り調査の概要紹介と、その解題を目的とするものである。

戦後のわが国において、占領下で占領軍(GHQ)によって行なわれた政治、経済、社会のあらゆる分野に及ぶ非軍事化、民主化を目的とした諸改革を、一般に戦後改革というが、本土に比して、沖縄諸島では、戦後の民主化をめざす改革は、制度的に徹底されなかったと言われている⁽²⁾。本土の戦後改革のうち、社会改革は教育、医療、宗教など、社会の諸分野に亘り行なわれたが、このうちで、最も重要な改革は教育改革であったとされている⁽³⁾。この教育改革においては、1947(昭和22)年3月31日公布施行された法律である教育基本法が、戦後教育改革の中心をなす重要教育立法であった。この本土の教育基本法は海を越え、沖縄諸島の宮古、八重山、奄美、そして沖縄本島に、それぞれ独自の教育基本法を成立させた⁽⁴⁾。

1948(昭和23)年4月1日、宮古においては、本土に遅れることわずか1年で、宮古教育基本法

が公布施行された。宮古教育基本法は、本土の教育基本法に準じて作成された⁽⁵⁾。この宮古教育基本法の成立事情に関しては、これまで、十分に研究がなされてきたとは言い難い状況にある。数少ない先行研究のうち、沖縄県教育委員会編『沖縄の戦後教育史』(沖縄県教育委員会、1977年)では、宮古教育基本法の成立事情が次のように述べられている⁽⁶⁾。少し長いが、そのまま引用する。

「1948(昭和23)年一月、教育審議会が開催され、教育基本法案の審議がなされ、同年二月議会はこれを議決し、軍政府の認可を得、四月一日公布された。本土と行政分離されている沖縄で、どの群島よりも早く教育基本法、学校教育法を本土のものに準じて制定したいきさつを、当時の砂川恵敷文教部長は次のように語っている。

宮古島測候所は戦後も引き続き日本政府の管轄下であって年に三〜四回位職員の給料や食糧を運んでくる補給船があった。一時休学して帰省していた長男恵弘の復学の機会をこの補給船によってはかり、首尾よく本土の大学に戻り、本土の新しい教育諸法規類をこの船に託送した。船長は非常に好意的で、米軍の監視の目をくぐって貴重な資料を次々に送ってくれた。この基本法、学校教育法もその一つであった」。

これによれば、宮古教育基本法の成立事情に関

* 琉球大学教育学部 子ども地域教育教室

しては、これまで、次のような概略が明らかにされているにすぎない。

- ・1948年1月、宮古にて教育審議会が開催され、教育基本法の審議がなされた。
- ・1948年2月、宮古議会はこれを議決し、軍政府の許可を得、同年4月1日、教育基本法が公布された。
- ・当時の文教部長は、砂川恵敷氏であった。
- ・砂川文教部長の長男（当時、東京帝国大学学生：筆者注）恵弘氏が、年に3～4回行き来する補給船を利用し、本土の新しい教育諸法規などを宮古へ送った⁽⁷⁾。

このように、宮古教育基本法の成立事情及び、戦後実施された教育改革については、具体的なことはほとんど何も分かっていない状況にあると言える⁽⁸⁾。例えば、1948年1月に開催されたとされる教育審議会は、どのように設置されたのか、メンバーはどういった人々で、どう選出されたのか、どのような議論がなされたのか、軍政府とのどのようなやり取りの後、認可が得られたのか、本土と行政分離された宮古で、なぜ本土の教育基本法や学校教育法を移入したのか、等々に関しては、具体的にはほとんど何も明らかにされていない。

以上の諸点について明らかにするため、筆者は、宮古における当時の文教部関係者にインタビューを行なうことにした。なお、インタビュー調査の当日、当初予定していた方の健康上の理由により、別の方にインタビューをお願いすることとなった。そのため、宮古教育基本法の成立事情に加えて、宮古における戦後占領初期の教科書の編集事情についても明らかにすることをめざした。

1. 聞き取り調査の目的、方法、概要など

ここでは、筆者が行なった聞き取り調査の目的、方法、そして概要などについて述べていく。

(1) 聞き取り調査の目的、対象

「はじめに」の部分でも述べたように、本聞き取り調査は、占領統治下における宮古で1948年4月1日、宮古教育基本法が公布施行されたが、その当時、文教部に所属した関係者の方を対象⁽⁹⁾に、質問紙⁽¹⁰⁾に基づきインタビューを行なうことにより、宮古教育基本法の成立事情等を明らか

にすることを目的とした。

聞き取り調査の対象者は、元小学校長の伊良皆春宏氏である。以下に、伊良皆氏の略歴を記しておく。伊良皆氏は1947年4月、宮古民政府文教部が発足した当時、印刷工として勤務していた⁽¹¹⁾。その後、1949（昭和24）年4月、修業年限が1カ年の宮古の教員養成所に入所し、教員養成所を修了後、教員資格を得る。1950（昭和25）年4月から教職に就き、定年により退職。

(2) 聞き取り調査の方法

本聞き取り調査は、質問紙（本稿の最後に揚げた、別紙【資料】を参照）に基づき行なった。調査は大要、二つの部分に分けて実施した。第一に、宮古における戦前の学校教育の様子などについて尋ねた。それとの対比で、第二に、宮古の戦後の教育に関する改革が、どのように行なわれたかについて質問した。以上により、戦前、教育勅語に述べられた教育価値で支配された宮古の学校教育が、戦後、1948年4月の宮古教育基本法の公布施行を契機に、どのように転換を遂げていったかを明らかにできると考えた。

(3) 聞き取り調査の概要

上に述べたような方法で、約2時間に亘って、聞き取り調査を行なった。そのうち、本論考では、次で述べるように、宮古教育基本法の成立事情と、戦後の宮古における教育改革の中でも急務であったと考えられる、教科書の編集事情という、二つに限定して取り上げ、聞き取り調査内容の考察を行なった。

2. 聞き取り調査の内容

ここでは、聞き取り調査の内容を示す。先にも述べたように、約2時間に亘った聞き取り調査のうち、以下では、宮古教育基本法の成立事情と、戦後の宮古における教科書編集事情という、二つにしぼって取り上げていく。なお、聞き取り調査の内容のまとめりごとに小見出しを付け、内容把握の便宜を図った。

【戦後の教育立法の成立過程：教育審議会の動き】
Q1：それでは、ただ今より〔戦後の〕宮古にお

ける教育基本法と学校教育法の成立過程について、伊良皆春宏先生にお話を伺うことにします。先生、よろしく願いいたします。

A 1：よろしく願いします、伊良皆です。私は先ほどもお話し申し上げましたように、当時は文教部におりましたが臨時職員で、ほとんど印刷工でしてね。内部の詳しいことはよくわかりませんが、その頃聞いた範囲内で、お話し申し上げようと思います。

Q 2：どこからいきますか。教育審議会からいきますか。【資料】2枚目の教育審議会というところから少しお聞きしたいのですが、『平良市史』の第5巻資料編の3ですね、これに収録されています、『宮古新報』の記事にですね、1948年の1月24日に教育審議会が開催されたと書かれています。教育審議会はいつ、どのように発足したのでしょうか。1948年の1月あたりが一つのポイントだと思うのですが、先生、ご存知でしたらお話しをお願いします。

A 2：そのあたり、当時は詳しくなかったですね。メンバーもよくわからないですね。よくわからないんですよ、審議会のことも、審議会の模様もよくわかりません。私がおその頃、関係したのはおそらく、教育基本法や学校教育法を審議会に提案する場合に、そのプリントをつくって、部長や課長に差し上げたのではないかと思います。審議会の様子は全くわからないです。その頃、審議会があるかどうかもわからなかったですね。

Q 3：いっしょにそのお仕事に携わられていたのは、先生を含めて何名でしたでしょうか。

A 3：作業員が2人ですね。他に事務職の方がまず、文教部長、砂川恵敷先生ですね。教学課長の与那覇寛長先生、それから主任事務官。これが皆、教頭格で、次期校長という方々です。他の事務官に石嶺恒雄先生。これは復帰後、教育委員をなさいましたし、あと一人は下地明増先生。この方はご健在です。約87歳ですか、この人が当時の文教部のもようは一番、ご存知だと思うんです。あと一人、体育主事に安慶田正教という先生がおられましたね。ちょうど沖縄戦の頃は沖縄本島で地上戦に遭ったようですけど。当時の嘉手納農林〔学校〕の先生を務めておられたんですね。戦後、宮古に帰ってこられて。あと一人は女性の方で、

松川郁。この方はご健在ですね。印刷係として、私と大山寛くんがおりました。社会教育主事に山内朝隆先生ですね。それから伊志嶺美恵子先生。あと一人、平良恵仁先生。それくらいでしたね。あとは、映写技師の下地さんという方がおられたかな、と思いますね。

だから、我々はあまりこういう〔審議会などの〕仕事には関わっていないんですよ。一番詳しいのは、下地明増先生です。

【戦後の学制改革の回想】

Q 4：戦後のほうにお話を戻します。教育基本法の原文や学校教育法の原文を、先生は見られたかと思いますが、何かそれについて、思い出のようなものはありますか。

A 4：〔それらは〕教育審議会や郡議会で制定されたと思いますが、私は当時19歳頃で、教育基本法はそんなに大事なものと、最初思ったんです。議会にかけられるようなものかと思ったのです。そういう認識しかなかったと思うんです。私は教員養成所に入って、一般科目の他に教育原理、教育心理学、児童心理学、哲学、教授学があったのですが、教授法の先生は、所長の金城英浩先生でしたが、その最初の授業が教育基本法だったのですよ。それをやるのは、「今、宮古で学制改革が行なわれていて、校長会や各市町村会で教育基本法の研究会が行なわれているところだ。君たちはそれよりも先に、教育基本法について勉強するんだ」と金城先生は強調しておられたんですね。教育は法に基づいて行なわれるんだと感じました。それには感銘を受けました。教育の機会均等とか、最初の「人格の完成をめざして」などありますでしょ。これなど、今でも頭に浮かびます。実際、講義を受けて、関心を持つようになりました。自分が教職に就いても、役に立ったと思います。

Q 5：ガリをきっておられたという印刷の作業ですね、そういう時に、〔教育〕審議会の方々と交流はありませんでしたか。

A 5：何もありませんでした。我々は印刷に一日中、集中していますから、ぼくらは教科書を印刷するだけでも、夜業もするくらいですから、これはおそらく、〔文教〕部長や明増先生が刷ってくれないか、というから刷って、実際に審議会に関

わったのはそういう先生方ですよ。ぼくらはもう、小僧みたいなもんですからね、当時は、〔審議会には〕関わっていません、審議会の方々とも。

【宮古における戦後占領初期の教科書作製事情】

Q 6 : 今、いわゆるガリ版刷り教科書というものが宮古にもあったという、教科書の編集作業ですね。

A 6 : そういうガリ版ではないですね。ガリ版ではなく、これは原紙そのものを米軍からもらっているんですよ。この仕事に力を入れるようになったのは、その当時、米軍政府の何か布告のようなものがあって、学校では英語の授業をしなければならない、という義務づけがあったようです。これはおそらく、1947年頃でしょうか。当時の文教部長がどうしても教科書が必要ということで、教科書を作るから、しかも、英語の教科書を作るということで、それに必要な原紙、用紙をいただきたい、と申しあげたら、先方（米軍：筆者注）では快く応じてくれたそうです。それで、用紙をもらって、あの頃は用紙がない頃で、それをただでたくさんもらって、原紙ももらう。原紙はガリ版も使わないんです。その時、鉛筆か何かで書くんです、あれは。そういう原紙があるんですよ。そういう原紙をもらって、実際に編集委員が〔原稿を〕作って、印刷をするんですよ。印刷も謄写版ではないんです。アメリカ軍が使っている輪転機、手回しの、これを軍政府に行って、刷っておったらしいんです（この点については、筆者が2006年3月1日に行なったインタビュー調査における、下地明増氏の回想と一致している：筆者注）。

それで英語の教科書の次に、国語の教科書。当時の文教部長がですね、今は米軍の支配下にあるが、いずれは教育は日本の教育をやらなければいけないだろう、ということ、砂川文教部長がおっしゃってたようです。まずは、国語の教科書ということにして、幸いなことに、国語の教科書の原版というんですか、これは本土から直接、取り寄せているんです。『平良市史』か何かに出ておると思いますが、これは、文教部長のご長男が東大に在学しておられまして、その人をとおして、資料を送ってもらった。輸送は何かというと、当時は宮古にも測候所がありまして、そこに年間何回か、船が運航しているんですね。これは、職員の

給料を運んだりしてたんでしょうね。その船を利用して、そういう資料を取り寄せたんですよ、文教部長がですね。それで、実際に本土で使っている国語教科書をそのまま、これを印刷したんです。もう全く字も同じです。それを字を書いてもらった方が、今、私が申し上げている下地明増先生、もう一人は、1947年ですから、当時は青年学校というのがあって、その教諭：池間という先生がおられて、そのお二人で文字を書いておられたんですね。そのままですよ、教科書の文字そのままですよ。これは写し書きができますから、それをやって、我々は原紙をもらって、毎日印刷ですよ、手回しで。あの頃はもう、朝8時から夕方5時までですが、ずっと手回しで。間に合わない時は夜業で。普通、印刷をすると、枚数を数えますでしょ、そんなんでは間に合わないんですよ。ぐっと押さえて、高さでおそらく50cmくらいかな、〔教科書の〕1頁分がですよ。それが別に印刷工場があるわけではない。事務所内で、片隅で〔印刷を〕やるものですから、非常にうるさかったと思うんですが、そういうのをやって印刷して、それで1頁でこれくらいありますから、これは今度は、次の製本が問題ですね。一枚一枚取るんですよ。一枚一枚、それでぼくら二人〔の作業員〕ではできないから、当時は、平一校と平二校の二校の女の先生方に、日曜日をいつも取っていたのですが、民政府で〔印刷を〕やったんですよ。他所ではできないんです。学校ではできないんです。窓がきちんとしているわけではないんです。みんな〔印刷した紙が風で〕飛ばされてしまうんです。それで、民政府が、日曜日の場合、あるテーブルを全部使って、製本したんですね。これを一冊の本を、教科書を印刷してから配るのではなくて、学校に配る。全児童の分ですよ。1年生と2年生の分、全部配ったんですよ。そういうような仕事もして、なかなか追いつかないもんですからね、この他の印刷はほとんど、謄写版でやっているんですよ。教育基本法だけは、そういう記憶がありますね。教科書の印刷と言うのは、そういうことだったんですよ。Q 7 : 先ほど、教科書をですね、「測候所の連絡線に紛れ込ませて」、そういう記述は教育基本法、学校教育法の入手経緯としてですね、『沖縄の戦後教育史』（沖縄県教育委員会、1977年）にも触

られているんですが、東京におられた息子さん：砂川恵弘さんをお願いして、本土の新しい教科書を、これはどの程度の「米軍の監視をくぐり抜けて」というような表現があるんですが。

A 7：そういうことだと思いますよ。ただ、そう大きい荷物でもないし、教科書、教育基本法、学校教育法の条文なんかは薄っぺらいでしょうから、船長さえ了解してもらえば、できたんじゃないでしょうかね。もうおそらくこれは、公表できるもんじゃなかったでしょうね、よくわからないんですが。たまに測候所に船が入る時に、砂川恵弘さんから送られてきたんですよ、大事な資料などもね。教科書もそうでした。

Q 8：米軍に、どういう認可を得て、教科書の印刷とか、教育基本法の印刷とか、学校教育法などの新教育法の印刷をされたんでしょうか。そのあたりをご存知ですか。

A 8：これは、審議会、議会を経て、軍政府に認可を得ているんですかね。『平良市史』に〔それに関する記述が〕ありましたね、その前に、秘密裏にやったということでしょうね。軍政下だからね。いやー、『平良市史』を見た限りでは、それでもなさそう。ただ、下地明増先生がちゃんと書かれたものがありました。ただ、砂川恵弘さんから取り出して、部内で検討して、それを1948年の4月をめざして審議会にかけて、議会にかけて、軍政府の認可を経てと、うーん、そのあたりまでは監視をしてたんでしょうかね。うーん、私もそのあたりの関係の文献を見ているんですが、宮古に2年遅れているんですよ、6・3・3制。本土の6・3・3制の理念があったんですね。それまではずっと、8・4〔制〕ですよ。県の場合は、教育基本条例と言っているはずですね。当時はもちろん、法律ではなくって。教育法律ということで話して、宮古の場合は、確か、2ヵ年の差があるんですよ。それくらい宮古は、〔学制改革が〕早かったんです。早かった理由は、砂川恵弘先生をとおして、いろんな資料を取り寄せて、当時の〔文教〕部長が、それに非常に関心があるからやったんじゃないかな、と思いますね。

Q 9：本島のほうでは、教育基本法や学校教育法、それから教育委員会法、社会教育法という、本島の新しい教育法の成立が遅れて、1958年、非常に

遅いんです。実は、この時の文教部長さんも砂川恵敷さんなんですね。

A 9：1958年ですから、当時の群島政府の文教部長は屋良先生ですね。屋良先生がこういう学校基本条例というのを提案したようですね。条例と言っていますね。それからあとに、琉球政府ができた時点で、いろいろ教育法などは制定されたんじゃないですか。宮古の教育基本法とか学校教育法は、本土に準じたものですが、〔沖縄諸島で〕いち早くできているんですよ。どの群島よりもね、2年先に、沖縄本島よりもね、〔早く〕できているんですよ。

Q 10：沖縄本島のほうは、私も少し調べた限りでは、かなり米軍の反対に遭っている。

A 10：それは、あったかもしれませんね。

Q 11：そういうことを考えますと、なぜ、宮古ではそんなに早く。

A 11：そんなに問題になることも聞いてないしね。割とスムーズに行ったと思いますよ、資料も入手してからね。

Q 12：本土では1947年3月31日に、教育基本法が公布・施行されているんですね。その年のうちに宮古に〔本土の教育基本法が〕入ってきてるんですね、資料が。1948年の1月くらいには審議会ができて、3月には議会でもう〔制定されているわけですね〕。

A 12：〔本土と〕1年の差ですね。確かにそういうことですね。非常に〔教育基本法の制定が〕早かったんですよ。だから、当時の文教部長は、本当に行政手腕が高く評価されていますね、あとあとに。〔文教部長は〕後には、地方教育委員になられて、宮古地方庁長になられて、あと立法議員もなさったんですね。非常に健康な方で、90歳くらいまではお元気だったんです。息子さんが、次男ですか、砂川恵伸〔元琉球大学〕学長は次男ですね。砂川恵伸先生は、中等学校は私の1期先輩ですけどもね。〔お父さんで文教部長の〕砂川恵敷先生は、何でも先取りした感じですね。

3. 聞き取り調査の解題

ここでは、宮古教育基本法の成立事情と、戦後の宮古における教科書編集事情という二つについて、先行研究で明らかにされている知見と、筆者が実施した聞き取り調査で得られたそれとを比較し、考察を行なっていく。

(1) 宮古教育基本法の成立事情など

① 宮古における戦後の教育立法の成立事情

本土と行政分離された沖縄諸島に、共通する大きな問題であったと思われるが、本土の学制改革の動きとの関係で、沖縄諸島の戦後の教育改革は、困難を極めたであろう。このことについて、『平良市史 第2巻 通史編Ⅱ』には、「本土における教育改革の動向は、…（中略）ただ風の便りに聞くだけであった⁽⁴³⁾」と述べられている。そうした本土の教育改革の情報が非常に乏しい中で、当時、1947（昭和22）年4月に発足した宮古民政府の文教部長であった砂川恵敷は、本土の教育改革で成立した教育基本法、学校教育法等の諸法規を、他の民政府より早く制定し、学制の改革を1948（昭和23）年4月から実施した。こうした経緯について、これまでわかっている点を、もう少し紹介してみよう。沖縄師範学校の百年記念誌である『龍潭百年』には、砂川恵敷自身が、1948（昭和23）年当時の宮古の学制改革の状況を、次のように回想している⁽⁴⁴⁾。

「（前略）更に特筆大書にあたいするものに、学制の改革と教育基本法、学校教育法の公布がある。その頃の教育行政にたずさわる者としての私が、一番知りたかったことは、本土における戦後の教育諸法規が、どのように変わったであろうかということでした。ところが本土から切りはなされた当時は、通信運輸の道は全く絶たれ、縦、横の連絡もとざされた現実では、五里霧中の心境をかこつのみであった。…（中略）[しかしながら]宮古には幸いなことに秘密の活路が開かれていることに気がついた。…（中略）その秘密の活路とは何か。…（中略）つまり宮古島測候所だけは戦前と同様日本政府の管轄下におかれ、その管理運営は日本政府に任ずという特殊扱いがなされていたのであった。…（中略）私は軍政府の通訳担当

の松本先生のとりなしで、その船の某船員に近づくことができ、東大に在学中の長男恵弘への連絡をとる道が開かれたのでした。…（中略）この様にして私は恵弘から船員を通じて託送されてくる本土に於ける戦後の教育法規や参考書等によって、いろいろと知識を吸収することに恵まれたのである」。

ここに述べられている、戦後の本土で成立した教育基本法を初め、新しい教育諸法規類などを、宮古の砂川文教部長が特殊ルートにより入手したという、教育立法の成立事情等に関わるエピソードは、これまででいろいろなところで語られ、述べられてきた⁽⁴⁵⁾。

宮古における戦後の教育立法の成立事情等に関する、以上のような知見との関係で、今回の聞き取り調査で得られた知見は、どのようなところが新しいものと言えるだろうか。宮古教育基本法の成立事情等に関しては、伊良皆氏は大要、上で述べてきたような教育諸法規類の入手経路のエピソードも含め、基本的にはこれとほとんど同様の見解を述べられたと言える。下線部分が、その該当箇所である。

「Q7：先ほど、教科書をですね、「測候所の連絡線に紛れ込ませて」、そういう記述は教育基本法、学校教育法の入手経緯としてですね、『沖縄の戦後教育史』（沖縄県教育委員会、1977年）にも触れられているんですが、東京におられた息子さん：砂川恵弘さんにお願ひして、本土の新しい教科書を、これはどの程度の「米軍の監視をくぐり抜けて」というような表現があるんですが、

A7：そういうことだと思いますよ。ただ、そう大きい荷物でもないし、教科書、教育基本法、学校教育法の条文なんかは薄っぺらいでしょうから、船長さえ了解してもらえば、できたんじゃないでしょうかね。もうおそらくこれは、公表できるものじゃなかったでしょうね、よくわかりませんが、たまに測候所に船が入る時に、砂川恵弘さんから送られてきたんですね、大事な資料などもね。教科書もそうでした。」

以上の考察からすると、今回の聞き取り調査では、宮古における戦後の教育立法の成立事情等に関して、これまでの知見とは異なる、特に新しい事実などは見出せなかったと言えよう。

② 宮古教育基本法に対する当時の教師の意識

『平良市史 第6巻 資料編4』によると、1948（昭和23）年4月1日に公布施行された、宮古教育基本法や学校教育法に関しては、研究会が各市町村別に開催された⁽⁶⁾。例えば、筆者の宮古における『学校沿革誌』の調査では、城辺町立西城小学校で1948（昭和23）年5月17日、教育基本法と学校教育法の研究会が開催されている。講師は、砂川文教部長及び与那覇教学課長、会員として町内教職員一同、とされている⁽⁷⁾。

このように、戦後新しく制定された、教育諸法律の研究会を開催することによって、教師たちに早く、戦前とは異なる教育理念や教育目的等に触れさせ、宮古の新しい教育のあり方について、考えさせようとしたのではないかと推測される。このことに関して、例えば、宮古教育基本法や学校教育法の研究会では、どのような資料が用いられたのか、また、教師たちが新しい教育諸法規をどう思ったのか、等々について触れている研究は、管見によればほとんど何も見られない。

以上のような点について、今回筆者が行なった聞き取り調査では、どういった知見が得られたのだろうか。その該当箇所を抽出し、下線部分で示してみる。

「Q4：戦後のほうにお話を戻します。教育基本法の原文や学校教育法の原文を、先生は見られたかと思いますが、何かそれについて、思い出のようなものはありますか。

A4：〔それらは〕教育審議会や郡議会で制定されたと思いますが、私は当時19歳頃で、教育基本法はそんなに大事なものと、最初思っただです。議会にかけられるようなものかと思ったのです。そういう認識しかなかったと思うんです。私は教員養成所に入って、一般科目の他に教育原理、教育心理学、児童心理学、哲学、教授学があったのですが、教授法の先生は、所長の金城英浩先生でしたが、その最初の授業が教育基本法だったのですよ。それをやるのは、「今、宮古で学制改革が行なわれていて、校長会や各市町村会で教育基本法の研究会が行なわれているところだ。君たちはそれよりも先に、教育基本法について勉強するんだ」と金城先生は強調しておられたんですね。教育は法に基づいて行なわれるんだと感じました。

それには感銘を受けました。教育の機会均等とか、最初の「人格の完成をめざして」などありますでしょ。これなど、今でも頭に浮かびます。実際、講義を受けて、関心を持つようになりました。自分が教職に就いても、役に立ったと思います。」

これによれば、伊良皆氏は初め、教育基本法についてはそれ程、その重要性を認識していなかった。しかしながら、教職を志し、宮古の教員養成所⁽⁸⁾に入ったところ、そこでの最初の講義が教育基本法に関する講義であった。担当の教師は、「今、宮古で学制改革が行なわれていて、校長会や各市町村会で教育基本法の研究会が行なわれているところだ。君たちはそれよりも先に、教育基本法について勉強するんだ」というような主旨のことを強調した。伊良皆氏はここで、1948（昭和23）年当時に開催された、教育基本法等の研究会のことについて、わずかではあるが触れており、宮古教育基本法公布施行の影響は、小さくはなかったようである。この部分は、今から約60年ほど前の出来事に関する、現時点での回想という点で、記憶の正確さに留意しなければならないが、伊良皆氏は教職に就いた後も、教育基本法に関心を持ち続け、教育実践に取り組んでいた様子がうかがわれると言えるのではないかと。

(2) 宮古における戦後占領初期の教科書編集事情

沖縄県教育委員会編『沖縄の戦後教育史』によれば、宮古民政府の時代（1947年4月から1949年12月）、戦争の被害により、宮古島内の学校の校舎は、そのほとんどが破壊され、教科書や教具・教材等々も、皆無の状態であった。また、軍政府の今後の教育方針として1945（昭和20）年12月、学校教育は従来どおり続けてよいが、軍国主義思想、軍国主義教材の削除命令が出された。これまでの国定教科書が使用できなくなったため、新しい教科書編集の必要性が出てきた。教科書の作製、配布については、次のように述べられている。少し長いが、そのまま引用する。

「教科書の見本を沖縄本島及び日本本土からとりよせ各学校と文教部で印刷して生徒に配布したが、1947（昭和22）年4月以降の配布状況は次のとおりである。

○各学校で印刷したもの

算数 前期用（第一学年から第八学年まで）
 読方 前期用（第一学年から第八学年まで）
 地理 第六学年用

○文教部で印刷したもの

英語教科書 同教師用 青年実業学校読本
 初等学校読方（第一学年から第八学年用）

○その他の教科書は、沖縄文教部から送付されたものを数部ずつ各学校に配布した」

これらに加え、社会科の新設について述べられ、そして、小学校と中学校の教科課程が示されている⁽¹⁹⁾。

以上の記述は教科書の配布状況についてであり、宮古の戦後の新しい教科書がどのようにつくられていったかは、ほとんど触れられていない。

これに対して、平良市史編さん委員会編『平良市史 第2巻 通史編Ⅱ（戦後編）』によると、教育行政機関である宮古支庁学務課（後の教学課）は、軍政府の方針に沿って、1946年度使用教科書の内容検討を開始した。教科は公民、国語、英語、地理、算数、理科、音楽、体操の八教科であった。各教科には、3名から8名の編集委員が当てられた。教科書はガリ版刷りで学校に配布され、学校はさらに自校の児童用をガリ版刷りで作製した⁽²⁰⁾、とされている（注：下線部分は筆者）。

教科書が、具体的にどのようにつくられたかについては、沖縄においては宮古も含め、ガリ版刷り教科書の存在がよく知られているが、教科書は果たしてガリ版刷りだけだったのだろうか。1947（昭和22）年当時、宮古民政府の文教部の事務官を務めていた下地明増氏によれば、戦後の宮古の教科書については、国語と英語の教科書づくりの問題があったとされ、それぞれの教科書の編集委員会メンバーや、実際にどのように教科書づくりが行なわれたかが述べられている⁽²¹⁾。

今回、筆者が行なった聞き取り調査で得られた知見は、大要、下地明増氏の述べていることを裏づけるものであったと言える。以下に、筆者が実施した聞き取り調査の該当箇所を抽出し、下線部分で示してみる。

「Q6：今、いわゆるガリ版刷り教科書というのが宮古にもあったという、教科書の編集作業ですね。

A6：そういうガリ版ではないですね。ガリ版で

はなく、これは原紙そのものを米軍からもらっているんですよ。（中略）その当時、学校では英語の授業をしなければならない、という義務づけがあったようです。これはおそらく、1947年頃でしょうか。当時の文教部長がどうしても教科書が必要ということで、教科書を作るから、しかも、英語の教科書を作るということで、それに必要な原紙、用紙をいただきたい、と申し上げたら、先方（米軍：筆者注）では快く応じてくれたそうです。それで、用紙をもらって、あの頃は用紙がない頃で、それをただでたくさんもらって、原紙ももらう。原紙はガリ版も使わないんです。その時、鉛筆が何かで書くんです、あれは、そういう原紙があるんですよ。そういう原紙をもらって、実際に編集委員が〔原稿を〕作って、印刷をするんですよ。印刷も謄写版ではないんです。アメリカ軍が使っている輪転機、手回しの、これを軍政府に行って、刷ってあったらしいんです。

それで英語の教科書の次に、国語の教科書。（中略）まずは、国語の教科書ということにして、幸いなことに、国語の教科書の原版というんですか、これは本土から直接、取り寄せているんです。（中略）これは、文教部長のご長男が東大に在学しておられまして、その人をとおして、資料を送ってもらった。輸送は何かというと、当時は宮古にも測候所がありまして、（中略）その船を利用して、そういう資料を取り寄せたんですよ、文教部長がですね。それで、実際に本土で使っている国語教科書をそのまま、これを印刷したんです。もう全く字も同じです。それを字を書いてももらった方が、今、私が申し上げている下地明増先生、もう一人は、1947年ですから、当時は青年学校というのがあって、その教諭：池間という先生がおられて、そのお二人で文字を書いておられたんですね。そのままですよ、教科書の文字そのままですよ。これは写し書きができますから、それをやって、我々は原紙をもらって、毎日印刷ですよ、手回しで。あの頃はもう、朝8時から夕方5時までですが、ずっと手回しで。間に合わない時は夜業で。普通、印刷をすると、枚数を数えますでしょ、そんなんでは間に合わないんですよ。ぐっと押さえて、高さでおそらく50cmくらいかな、〔教科書の〕1頁分がですよ。それが別に印刷工場がある

わけではない。事務所内で、片隅で〔印刷を〕やるものですから、非常にうるさかったと思うんですが、そういうのをやって印刷して、それで1頁でこれくらいありますから、これは今度は、次の製本が問題ですね。一枚一枚取るんですよ。一枚一枚、それでぼくら二人〔の作業員〕ではできないから、当時は、平一校と平二校の二校の女の先生方に、日曜日をいつも取っていたのですが、民政府で〔印刷を〕やったんですよ。他所ではできないんです。学校ではできないんです。窓がきちんとしているわけではないんです。みんな〔印刷した紙が風で〕飛ばされてしまうんです。それで、民政府が、日曜日の場合、あるテーブルを全部使って、製本したんですね。(中略)教科書の印刷と言うのは、そういうことだったんですよ。」

これによると、英語や国語の教科書編集の際に必要な用紙や原紙、印刷機などは米軍から調達したこと、謄写版印刷ではなく、膨大な分量の印刷のため、輪転機で教科書の印刷を行っていたこと、その場合、下地明増氏が本土の教科書の文字ををそのまま原紙に写していたこと、などがわかる。これらの教科書編集作業の様子については、『宮古教職員会20年史』にも触れられている⁽²²⁾。

おわりに

以上、戦後占領初期の宮古における教育改革について、当時の文教部関係者の伊良皆春宏氏にインタビューを行ない、大要、①宮古教育基本法の成立事情と、②戦後の宮古における教科書編集事情、という二つについて得られた知見を、先行研究との対比で考察を行ってきた。それによれば、次のようなことがわかった。

第一に、宮古教育基本法の成立事情について、聞き取り調査で得られた知見は、本土で成立した新しい教育諸法規類の入手経路などが主要なものであったが、これらはすでに、先行研究で述べられているものであった。これに対して、宮古教育基本法を当時、教師がどのように受け止めたのか、という点に関しては、これまでの研究ではほとんど、触れられていないといっても良い。このことについては、今回の聞き取り調査で、1948(昭和23)年の宮古教育基本法の公布施行は、当時、教

員養成所で学んでいた伊良皆氏にとって、決して小さくはない、インパクトを与えた出来事であったことがうかがわれた。

第二に、戦後占領初期の宮古の教科書編集事情に関して、聞き取り調査で得られた知見は、教科書編集が実際にどのように行なわれたかという、リアルな実態を明らかにするものであった。例えば、物資がほとんどない時代状況において、教科書編集で必要とされた原紙や用紙、インク、輪転機など、米軍がこれらを調達し、宮古の戦後の教育改革を支えたことが明らかにされた。

筆者は、宮古や石垣、奄美でこれまでに実施してきた、戦後占領初期の教育改革に関する聞き取り調査の報告を、今後、順次行なっていく予定である。これについては、今後の課題としたい。

【注】

- (1) 米軍による沖縄の戦後初期における占領統治は大要、以下のように時期区分できるであろう。第一は、1945年の敗戦後、米軍によって軍政が敷かれた、いわゆる軍政府の時期である。第二は、沖縄住民による中央執行機関(沖縄諮詢委員会)が1946年4月に発足した後の、沖縄民政府成立以降の時期である。これにより、沖縄本島、宮古、八重山、奄美大島にそれぞれ、民政府が誕生した。第三は、民政府成立以降、1950年11月に設立された沖縄群島政府成立までの時期である。本研究が対象とする時期は第一の時期を含みつつ、主に、教育基本法や学校教育法の制定を含めた、戦後の諸改革が行なわれた第二の時期である。

なお、沖縄の占領統治下の時期区分については、稿を改めて論じる予定である。

- (2) 宮里正玄『アメリカの沖縄統治』岩波書店、1966年、8頁、によれば、沖縄の占領改革の特質は、本土の占領改革のそれとの対比で、非軍事化・民主化が行なわれなかった、とされている。同様の見解を提示している研究に、大田昌秀の研究がある。大田は、本土の占領改革研究との比較により、沖縄の占領改革に関する研究状況について、「戦後沖縄について論じたのは皆無に近いが、あっても手薄

である」としている。大田はさらに、「日本の非軍事化と民主化を軸としたいわゆる『戦後改革』は〔沖縄には〕成り立たない」と指摘している。大田昌秀「アメリカの対沖縄戦後改革-日本からの分離を中心に-」坂本義和/R.E.ウオード編『日本占領の研究』東京大学出版会、1987年、507-538頁。

- (3) 例えば、鳥海靖・松尾正人・小風秀夫編『日本近現代史研究事典』東京堂出版、1999年、340-343頁（古関彰一氏執筆）。
- (4) 小林文人「海を越えた教育基本法—沖縄・宮古への旅—」『季刊 教育法』第51号、エイデル研究所、1984年（砂川恵敷伝刊行会編『うやまい したいて 砂川恵敷伝』砂川恵敷伝刊行会、1985年、248-261頁に転載）。
- (5) 上沼八郎「戦後沖縄教育の歴史と現状—本土との比較を通して—」日本教育学会編『教育学研究』第30巻第1号、1963年、などを参照。
- (6) 沖縄県教育委員会編『沖縄の戦後教育史』沖縄県教育委員会、1977年、73頁。
- (7) 以上については、同上書、平良市史編さん委員会編『平良市史』第1巻通史編Ⅱ、平良市役所、1981年、77-78頁、などを参照。

また、同様の記述は、砂川恵敷伝刊行会編、前掲書、198-200頁（譜久村寛仁「戦後の教育復興と恵敷先生」、213-216頁（与那覇寛長「文教部長時代」、219-220頁（下地明増「教科書の編集」）にも見られる。以上の三氏のうち、与那覇寛長氏と下地明増氏の両氏は、1947年4月に発足した宮古民政府の文教部において、砂川文教部長のもとで勤務していた職員である。

- (8) このような研究状況は宮古についてだけでなく、沖縄本島、八重山、奄美大島にも共通していることである。
- (9) 1947（昭和22）年4月から1949（昭和24）年3月まで、当時の宮古民政府文教部教学課に所属していたメンバーは以下に示すとおりであるが、砂川恵敷文教部長のもと、組織として、教学課と社会教育課が存在した。教学課には与那覇寛長課長、安慶田正教体育主事、伊志嶺恒雄、下地明増、平良恵仁、松川郁（安谷屋に改姓）、社会教育課には山内朝隆

長、伊志嶺美恵子、下地恵裕、古堅清の諸氏が所属した。

教科書編纂に関しては、英語教科書編纂委員会と国語教科書編纂委員会が構成された。教科書印刷については、羽地恵康、花城守彦、伊良皆春宏、大山寛、砂川恵昭、洲鎌玄亮が従事した。これについては、砂川恵敷伝刊行会編、前掲書、下地明増「教科書の編集」219-222頁、を参照。

このうち、筆者が聞き取り調査をお願いしたのは、教科書印刷に携わられた伊良皆春宏氏である。

- (10) 本稿の最後に揚げた【資料】を参照のこと。
- (11) 注の(9)を参照。また、「2. 聞き取り調査の内容」の部分のA1も参照。宮古において戦後の1947（昭和22）年4月から1949（昭和24）年3月まで、宮古民政府文教部教学課に所属していた職員のうち、筆者が調査を行なった2005年9月当時、ご存命の方は、下地明増氏と伊良皆春宏氏の両氏であった。調査の当初の計画では、文教部事務官を務められた下地明増氏にお会いし、聞き取り調査を実施する予定であったが、下地氏の体調がすぐれず、伊良皆春宏氏に交代となった。

なお、この件に関して、労を取ってくださった仲宗根将二氏に、記して感謝したい。

- (12) 敗戦後、1952（昭和27）年に琉球政府が設立されるまで、各群島は、それぞれ独自の方法で、教員養成を行なった。宮古群島ではまず、1947（昭和22）年4月、宮古英語教員養成所が宮古女子高等学校内に付設され、初等学校英語科担当教員の養成を行なった。修業年限は1ヵ年であった。また、小学校訓導を養成するために、修業年限1ヵ年の宮古臨時教員養成所が設置された。例えば、沖縄県教育委員会編、前掲書、661頁。
- (13) 同上書、72-76頁。
- (14) 『龍潭百年』（沖縄師範学校百年記念誌）龍潭同窓会、1980年、375-376頁。
- (15) 例えば、沖縄県教育委員会編、前掲書、73頁、砂川恵敷伝刊行会編、前掲書、198-200頁（譜久村寛仁「戦後の教育復興と恵敷先生」、213-216頁（与那覇寛長「文教部長時代」、2

19-220頁（下地明増「教科書の編集」）にも、同様の記述が見られる。ただし、これらの記述はいずれも回想であり、資料に基づき述べられているものではない。

(16) 平良市史編さん委員会編『平良市史 第6巻 資料編4』平良市役所、1985年、668頁。これによれば、教育基本法や学校教育法の研究会は、全部で4回、開催された。

(17) 『城辺町立西城小学校 学校沿革誌』。おそらく、当時、城辺町地区の教職員が西城小学校に集まり、研究会が開催されたものと思われる。

(18) 伊良皆氏によれば、氏は旧制宮古中学校を卒業後、1947（昭和22）年度の1ヵ年、教職に就いた。翌1948（昭和23）年度は文教部で臨時の印刷工に従事した。1949（昭和24）年4月、宮古の教員養成所に入所、翌1950（昭和25）年3月修了。1950（昭和25）年4月から、教職に就いた。氏はもともと、教員志望ではなかった。敗戦当時の頃は、教員を辞めるものが多かった。軍作業のほうが待遇が良かったからである。宮古の学校を辞めて、沖縄本島へ行く者も多かった。それで、代用教員の採用が多かった。下地明増先生から、「君、教員をやるんだったら、資格を取ってからやりなさい。来年〔1949年：筆者注〕は教員養成所ができるから、そこで1年学べば訓導の資格が得られるから、そのほうがいいよ。きついだらうが、がんばってくれよ」との助言をされた、とのことである。

(19) 沖縄県教育委員会編、前掲書、435-436頁。

(20) 平良市史編さん委員会編『平良市史 第2巻 通史編Ⅱ（戦後編）』平良市役所、1981年、78頁。

(21) 下地明増「教科書の編集」砂川恵敷伝刊行会編、前掲書、220-223頁。なお、吉田裕久は、占領下の沖縄や奄美の国語教科書がどのようにつくられたかについて、年度ごとに区分し、詳細に分析し整理している。吉田裕久『占領下沖縄・奄美国語教科書研究』風間書房、2010年。またその際、1948（昭和23）年度用教科書づくりについて、吉田は下地明増氏と伊良皆春宏氏にインタビューを行ない、教科

書づくりがどのように行なわれたかを明らかにしている。122-123頁。

(22) 宮古教職員会20年史編集委員会『宮古教職員会20年史』沖縄県教職員組合宮古支部、1973年、10頁。

【資料】

「戦前と戦後の宮古の学校教育に関する聞き取り調査」（質問項目）

2005.9.30：佐久間正夫（琉球大学）

【1】戦前の学校教育について

戦前の宮古の学校教育について、お尋ねします。以下の項目がありますが、あまり気になさらないで、宮古の時代状況・雰囲気などを、自由にお話いただけますと、幸いに思います。

(1) 教育勅語について

沖縄県宮古支庁編『宮古行政史』（1997年、67頁）によると、教育勅語は「尋常小学校4年以上の修身教科書の巻頭に掲載されて、修身の授業はこれらの奉読から始まるのが鉄則となっていた…勅語の暗誦とそらで書くことは、児童にとっては絶対に不可避の義務として強要された」とありますが、あなたは教育勅語を暗唱した記憶はありますか。その時、教育勅語の意味を理解していましたか。また、今でも教育勅語を暗唱することができますか。

(2) 奉安殿について

山中恒『子どもたちの太平洋戦争』（岩波新書、1986年、74頁）によると、本土では校門へ入ると、奉安殿（天皇・皇后の写真や勅語謄本などを格納してある小さな建物）に向かい、班長の号令で最敬礼し、次に二宮金次郎の銅像に礼をした、とされています。宮古では、ここに述べられているようなことを行ないましたか。

山中恒『子どもたちの太平洋戦争』（岩波新書、1986年、70頁）によると、本土では、「国民学校になってから、毎朝の登校の形式が集団登校になった…（中略）班単位で集合し、班長に引率されて無言で2列縦隊で、左通行で集団登校するようになった」とされていますが、宮

古でも同様なことが行なわれたのでしょうか。

(3) 学校行事について

山中恒『子どもたちの太平洋戦争』(岩波新書、1986年、91-99頁)によれば、本土では、「儀式は、紀元節(2月11日)、天長節(4月29日)、明治節(11月3日)、1月1日(四方拝)の四つで、これを『四大節』と呼んだ。この四大節の朝の登校は通常通りであるが、…全員、一斉で登校した。儀式は、首を垂れ直立不動の姿勢をとる、御真影に対して最敬礼、という具合に、おごそかに行なわれた。式の流れは1待機、2入場、3開会、4御真影開扉、5国歌斉唱、6勅語奉読、7勅語奉答歌斉唱、8校長訓話、9式唱歌斉唱、10御真影閉扉、11閉会の順」。

宮古でも、こうした同じようなやり方で学校儀式が行なわれ、式の間も、本土と同じような雰囲気がありましたか。

【2】戦後の教育の民主化について

戦後の宮古の学校教育について、お尋ねします。

【1】と同じように、以下の項目がありますが、あまり気になさらないで、宮古の戦後の混乱期の時代状況・雰囲気などを、自由にお話いただけますと、幸いに思います。

(1) 教職追放について

久保義三「教職追放」佐々木毅他編『戦後史大事典(増補新版)』(三省堂、2005年、178頁)によると、「1945年10月22・30日、連合軍司令部(GHQ)は、軍国主義者、超国家主義者および占領目的・占領政策の反対者を教育界から排除すること、および文部省に教職適格審査機構を設置することを日本政府に指令した。これが実現するための勅令は、46年5月7日に公布された。この勅令により、約4000名が除去された」とされています。

本土では、上に述べられているような教職追放が行なわれましたが、宮古においては、どのような処理がなされましたか。

(2) 公職追放について

赤澤史朗「公職追放」佐々木毅他編『戦後史大事典(増補新版)』(三省堂、2005年、268頁)には、「1946年1月4日付、1947年1月4日付

の総司令部指令により、公職追放が行なわれた。主に、その人物が戦時中に占めていた役職によって判断され、戦争犯罪人、職業軍人や憲兵隊員、極端な国家主義団体・暴力団体の有力メンバー、大政翼賛会・翼賛政治会などの有力メンバー、戦時中の主要な財界人・言論報道機関の役員、市町村長など地方財界人などである」とされています。宮古でも、同じようなことが行なわれたのでしょうか。

(3) 宮古教育基本法の成立事情などについて

① 教育審議会の設置など

平良市史編さん委員会編『平良市史 第5巻 資料編3』(平良市教育委員会、1976年、522頁)に収録されている、みやこ新報の記事(1948年1月25日)に、1948年1月24日に教育審議会が開催されたとありますが、教育審議会はいつ、どのように発足したのでしょうか。教育審議会の開催は、全部で何回、行なわれたのでしょうか。教育審議会では、どのようなことが審議されたのでしょうか。

② 教育審議会のメンバー

教育審議会のメンバーは、どのような基準で選ばれたのでしょうか。また、このことについて、占領軍のほうから、何か指示はありましたか。

③ 学校制度改革について

平良市史編さん委員会編『平良市史 第6巻 資料編4』(平良市教育委員会、1985年、414-443頁)に収録されている、第7回宮古議会議事録によると、学制改革については、主に予算に関して議論が行なわれたとされています。議事録の中では見られませんでした。が、学制改革は、教育の機会均等などの理念に基づいて行なわれたのでしょうか。また、そうした意見や議論はあったのでしょうか。

④ 宮古議会議事録の資料について

平良市史編さん委員会編『平良市史 第6巻 資料編4』(平良市教育委員会、1985年、414-443頁)に収録されている、第7回宮古議会議事録によれば、「教育基本法案及学制改革案」という資料が配付され、説明がなされていますが、その原資料は、現存しているのでしょうか。

⑤ 戦後の教師の意識変化について

『沖縄県史 第10巻 各論編 9』（沖縄県、1975年、333-339頁）によると、「戦争をやっ
てはいけないというよりも、むしろ日本がそ
ういう方針ならば僕らは運命をともにしなけ
ればならない」と思っていた教師や、御真影
を奉焼する時に火をつけることができないと、
涙する校長がいたことが書かれています。そ
うした教師たちが、どのようにその思想を変
えることができたのでしょうか。

⑥ 教師と子どもについて

平良市史編さん委員会編『平良市史 第6
巻 資料編 4』（平良市教育委員会、1985年、
668頁）によると、文教部が教育基本法及び
学校教育法の研究会を開催していることがわ
かりますが、研究会ではどのようなことが取
り組まれたのでしょうか。その際、資料等を
使用したのでしょうか。使用した資料は、保
存されているのでしょうか。また、その研究
会をとおして、教師に意識の変化などは見ら
れたのでしょうか。

⑦ 軍政府について

平良市史編さん委員会編『平良市史 第2
巻 通史編Ⅱ』（平良市教育委員会、1981年、
79頁）に、宮古教育基本法は「軍政府の認可
を得て1948年4月1日に公布された」と書か
れていますが、軍政府からの認可は、どのよ
うに得られたのでしょうか。文書での通知だっ
たのでしょうか。

宮古教育基本法及び学校教育法の制定にあ
たって、軍政府との具体的なやり取りはどの
ようになされたのでしょうか。

⑧ 宮古教育基本法の入手経路について

平良市史編さん委員会編『平良市史 第2
巻 通史編Ⅱ』（平良市教育委員会、1981年、
13頁）に、「宮古島測候所への補給船に託し
て新教育法令等を密移入」とありますが、ど
のように米軍の監視を逃れたのでしょうか。
宮古民政府文教部が、本土の新教育法令等を
いつ、誰が入手したのでしょうか。